

5 農振第 3179 号
令和 6 年 3 月 28 日

宮崎県知事 殿

農林水産省農村振興局長

資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

「農地法に係る事務処理要領の制定について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）において、転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないよう、事業実施の確実性等を的確に判断するよう要請しているところである。

しかしながら、近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後 1 か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が複数確認されており、許可申請上の疑義が生じているほか、不要不急の農地転用につながるおそれがあることから、一層厳格な対応が必要となっている。

このようなことから、転用目的が資材置場等である場合の農地転用許可について、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、適切な運用に御協力いただくようお願いする。

なお、本通知に伴い、事務処理要領を改正したことを申し添える。

また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

附 則

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

記

1 恒久転用により資材置場等とする目的で農地転用許可申請の相談があった場合の対応

- (1) 農業委員会は、相談者から提示された事業計画から、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局（以下「都道府県等」という。）に報告する。
- (2) (1) の報告を受けた都道府県等は、農業委員会の検討結果を踏まえつつ、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、その結果を農業委員会に通知する。
- (3) 農業委員会は、(2) の通知において、当該事案が一時転用により目的を達成できるとされている場合は、相談者に対し、一時転用による許可申請を行うよう指導する。
なお、当該指導は、都道府県等が相談者に直接行うことも可能である。

2 資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応

- (1) 都道府県等は、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、事務処理要領第4の1の(6)のウのほか、「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとする。
- (2) 都道府県等は、(1) の報告を受けたときは、必要に応じて農業委員会の協力を得て現地確認を行うものとする。
なお、当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、法第51条第1項第4号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

(参考)

【一時転用で目的が達成される例】

トンネル工事や分譲宅地の造成等、工期が定まっている事業のために必要となる資材置場・駐車場等

【恒久転用でなければ目的が達成されない例】

建設会社や建設資材の販売・リース会社等が、生業として当該地域で継続的に事業を行うために必要となる資材置場・駐車場等